

山辺町 地区委員 活動の手引き



令和8年3月作成

目 次

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 P
- 2. 地区委員について・・・・・・・・・・・・ 2 P
- 3. 町の地域コミュニティに関する方針・・ 4 P
- 4. 町からの協力依頼・お知らせ・・・・ 6 P
- 5. 自治会活動に関するQ A・・・・・・・・ 30P
- 6. 町のお問合せ先・業務内容・・・・・・ 37P
- 7. 山辺町について・・・・・・・・・・・・・・ 40P

1. はじめに

この度、お忙しい中にも関わらず、地区委員にご協力いただきますことに、衷心より厚く感謝を申し上げます。

町では、まちづくりの指針である『第5次山辺町総合計画』を基に、『みんながつながる 協働のまち やまのべ～未来につなぐ 自慢のまち～』の実現に向け、地域住民の皆様をはじめ、関係団体等と尚一層連携を図り、協働のまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

そうした協働のまちづくりを推進する上で、地区委員の皆様のご協力は必要不可欠であります。地区委員活動を行う中で、不明な点などがございましたら、是非この手引きをご活用いただくなり、町へお問合せいただければと思います。

皆様のご活躍が、人口減少下での持続可能な地域コミュニティの形成に寄与することをご期待申し上げるとともに、今年1年間、ご指導とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

山辺町長 安達春彦



2. 地区委員について

地区委員に関しましては、山辺町地区設置に関する規則にて、以下のとおり定められております。

【 設置目的 】

町政の円滑な運営及び協働のまちづくりの推進を図るため「地区」を設置し、地区の住民の互選によって選出された者を「地区委員」に委嘱いたします。

【 活動内容 】

地区委員は、地区内の住民と協力して、次の各号に定める事項について、活動していただきます。

- (1) 町からの連絡事項の周知及び広報紙等の配布に関すること。
- (2) 町が依頼した調査、報告及び集金に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認めたこと。



【 任期 】

地区委員の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、諸事情により地区委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とします。

【 町からの報奨金 】

地区委員と地区の住民が協力して、前記【活動内容】の事項を行った場合には、行政事務連絡報奨金を地区へ支給いたします。

【 後任の報告 】

地区委員は、毎年3月中旬までに翌年度における地区委員を選出の上、町に報告してください。（町への報告期限等は別途ご案内します）

なお、後任選出に関する書類は2月15日頃に送付いたします。

その他、必要に応じて地区委員会議や研修会を開催するなど、地区委員の活動をサポートして参ります。



3. 町の地域コミュニティに関する方針

地区（町内会）は地域の身近な問題を解決し、お互いに助け合い、安心安全に暮らすための支えになる重要なコミュニティ組織です。しかし、全国的に人口減少や少子高齢化が進んでいて、山辺町でも同様の傾向が見られることから、地域活動の担い手の確保が課題となっております。

町では、平成 27 年度に、地区同士が今のうちから“つながり”を持っておくことが将来の力になるのではないかと考え、町を 10 ブロックに分け、「ブロック協議会」の設立と活動をお願いしてきました。

みんながつながる 協働のまちを目指して

町では、今後もブロック協議会（ブロックエリア）での活動を推進していきます。

第5次山辺町総合計画基本理念

「みんながつながる 協働のまち やまのべ
～未来につなぐ 自慢のまち～」



広域的なコミュニティ組織であるブロック協議会での活動を通して、地区同士が“つながり”を持ち、地区単位では解決できない課題への対応や、その地域の特色を活かした活動に取り組むことにより、快適で住みやすく生きがいを感じることができる地域づくりを目指していきます。

今後も引き続き、地区やブロック協議会の活動の推進を図り、町民と行政がともに協力し合いながら協働のまちづくりを進めて参ります。



4. 町からの協力依頼・お知らせ

山辺町地区設置に関する規則に基づき、町から次のことについて、協力依頼・お知らせをさせていただきます。不明な点などがございましたら、担当課までお問合せください。

協力依頼・お知らせ	
①	【協力依頼】日本赤十字社会費の集金について
②	【協力依頼】山辺町社会福祉協議会会費の集金について
③	【協力依頼】共同募金の集金について
④	【協力依頼】広報紙等の配布について
⑤	【お知らせ】ごみ収集所の更新・修繕に対する奨励金について
⑥	【お知らせ】地区内側溝清掃について
⑦	【お知らせ】河川愛護デーについて
⑧	【お知らせ】敬老事業について
⑨	【お知らせ】小型除雪機購入費の補助について
⑩	【お知らせ】自治会活動保険について
⑪	【お知らせ】地域振興報奨金について
⑫	【お知らせ】行政事務連絡報奨金について
⑬	【協力依頼】空き家調査について
⑭	【お知らせ】山辺町災害互助会について
⑮	【協力依頼】地区管理防犯灯の賠償責任保険加入について
⑯	【協力依頼】消防団員確保について

【協力依頼】 日本赤十字社会費の集金について	
照会先	保健福祉課福祉係 023-667-1107
趣旨	献血事業や災害救助活動など、国内のみならず国際的にも活動している日本赤十字社の会費について、地区内の取りまとめをお願いしています。(世帯主の方が日本赤十字社の協力会員として加入することになります)
内容	5月 15 日頃に納付書・領収書と納付世帯名簿をお送りしますので、納付世帯名簿と、1世帯当たり 700 円を納入ください。 ※お送りする納付世帯名簿は昨年度提出いただいた内容ですので、転入・転出・修正等がありましたらご記入ください。
期間	◆納入期間： 5/15 頃～ 5/31 頃 ◆納入場所・時間 役場 1 階 2 番窓口（保健福祉課） 平日 8：30～17：15 中支所、作谷沢支所 平日 8：30～17：15

【協力依頼】 山辺町社会福祉協議会会費の集金について	
照会先	山辺町社会福祉協議会 023-664-7982
趣旨	地域福祉活動をしている山辺町社会福祉協議会の会費について、地区内の取りまとめをお願いしています。
内容	5月 15 日頃に納付書・領収書をお送りします。1世帯当たり 700 円を納入いただいております。
期間	◆納入期間： 5/15 頃～ 5/31 頃 ◆納入場所・時間 山辺町社会福祉協議会窓口 （保健福祉センター内） 平日 8：30～17：15 中支所、作谷沢支所 平日 8：30～17：15
その他	郵便振込でも納入いただけます。

【協力依頼】 共同募金の集金について	
照会先	山辺町社会福祉協議会 023-664-7982
趣旨	赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金について、地区内の取りまとめをお願いしています。
内容	10 月 1 日頃に依頼文書をお送りします。赤い羽根共同募金：1 世帯当たり 300 円と、歳末たすけあい募金：1 世帯当たり 200 円を納入いただいております。
期間	◆納入期間：10/ 1 頃～11 月中旬 ◆納入場所・時間 山辺町社会福祉協議会窓口 （保健福祉センター内） 平日 8：30～17：15 中支所、作谷沢支所 平日 8：30～17：15
その他	郵便振込でも納入いただけます。

【協力依頼】 広報紙等の配布について	
照会先	美力発信課情報統計係 023-667-1110
趣旨	町が発行する広報紙（広報やまのべ、お知らせ版）に、町のチラシ、町議会だより、県民のあゆみ等を折り込んだ状態でお届けしますので、各戸への配布をお願いします。
内容	広報紙は、地区委員宅に発行日の前日（土・日曜日、祝日の場合は直前の平日）までに、平野部は配達で、中・作谷沢の全地区と杉下地区は郵送でお届けします。 平野部の配達は、午前中の予定ですが、天候の状況により昼を過ぎる場合もあります。また、不在の場合は玄関先に置かせていただきますので、もし可能であれば、箱を準備していただくなど、雨や雪で濡れないような対策をしていただけると大変助かります。 中・作谷沢の全地区と杉下地区の郵送は、通常郵便（ゆうパケット）のためポスト投函となります。しかし、郵便

	物の大きさに制限があるため、複数の封筒に分けて配達する場合もございます。お手数ですが、確認のうえご対応いただきますようお願いいたします。
期間	広報やまのべ ：毎月 15 日発行（12 回） お知らせ版 ：1 月を除く毎月 1 日発行（11 回）
その他	配達部数や折り込み内容に誤りがあった場合は、不足部数を再配達します。転入や転出等で配達部数が変更となる場合は事前にご連絡ください。配達後にご連絡いただいた場合は、部数変更は次回の配達分からとさせていただきます。（連絡は、転入・転出者本人からではなく、地区委員からお願いいたします）

【お知らせ】 ごみ収集所の更新・修繕に対する奨励金について	
照会先	町民生活課生活環境係 023-667-1109
趣旨	各地区で管理されている「ごみ収集所」の設置（新設や移設、更新を含む）又は修理に対して、費用の一部を助成する制度です。
内容	奨励金額 設置奨励金：設置費の 2 / 3 （上限 50,000 円） 修繕奨励金：修繕費の全額 （上限 10,000 円）
期間	予算がなくなり次第、終了となりますのでご了承ください。
その他	奨励金の申請には、写真や領収書等の添付が必要になりますので、事前に担当課・係へご相談のうえ実施くださいますようお願いいたします。

ボランティア袋について

ごみ収集所の衛生管理（違反ごみの清掃）や公園清掃等を行ったときに発生したごみは、ボランティア袋を使って出していただくことができます。

ボランティア袋は、役場 1 階 1 番窓口（町民生活課）、支所、各公民館にて配布しておりますので、必要な方は、各施設にお申し出ください。

【お知らせ】 地区内側溝清掃について	
照会先	建設課管理用地係 023-667-1113
趣旨	側溝清掃に必要な器具と土のう袋を、お渡しいたします。
内容	生活環境の美化活動のため、各地区で実施されております側溝清掃に必要な蓋上げ機の貸し出しと、土のう袋を配布しております。
期間	同封の「側溝清掃申込書」にご記入の上、実施日の1週間前までに、役場2階の建設課にご提出ください。 ※申込の際に、土のう集積・回収場所の聞き取りをさせていただきます。
その他	天候にもよりますが、晴天の場合は側溝清掃実施後1週間ほどで、町の委託業者が回収いたします。 ※雨天が続く場合は水分を抜くため、1週間以上要する場合があります。

【お知らせ】 河川愛護デーについて	
照会先	建設課管理用地係 023-667-1113
趣旨	7月の第1日曜日に県内一斉に河川愛護デーとして河川の清掃を行いますので、ご協力をお願いいたします。
内容	詳細については、後日広報紙にてお知らせいたします。
期間	7月5日（日）の午前6時から1時間程度の活動をお願いいたします。
その他	土のう袋などが必要な場合は、同封の「側溝清掃申込書」にご記入の上、実施日の1週間前までに、役場2階の建設課にご提出ください。 万が一、清掃活動中にケガをされた場合は、必要に応じて保険証を使い医療機関へ受診していただき、併せて町への連絡をお願いいたします。ケガの程度等によりお見舞金等が支給される場合があります。

【お知らせ】 敬老事業について	
照会先	保健福祉課福祉係 023-667-1107
趣旨	各地区又は地域等で実施していただいている敬老事業への補助を行います。
内容	各地区等にて実施の可否を含め、事業内容をご検討していただくこととなります。 補助金額は、町に住所がある 75 歳以上の方、一人あたり 700 円です。補助を受けるためには、事業実施前に交付申請が必要となります。 なお、ブロック協議会や複数地区がまとまった形で実施することも可能です。
期間	補助金の交付申請は、7月下旬以降に保健福祉課へのご提出をお願いいたします。
その他	7月1日現在の補助対象となる方の名簿を町で作成いたします（敬老事業でのみご利用いただけます）。ブロック単位で敬老事業を実施している地区以外の地区委員あてに対象者名簿の交付申

	請書を送付しますので、7月下旬以降に、保健福祉課へ申請してください。 （事業終了後に名簿を返却していただきます） 申請様式及び資料については役場 1 階 2 番窓口（保健福祉課）又は町ホームページにてご案内しております。
--	---

敬老事業実施のおおまかな流れ

- ① 地区等で敬老事業の内容を決定する
- ② 町に対象者名簿の交付申請を行う
- ③ 町に補助金を申請する
 【交付申請書、事業計画書・予算書を提出】
- ④ 敬老事業を実施する※
- ⑤ 敬老事業の会計を精算し、町へ補助金の実績報告を行う
 【実績報告書、事業実績書・決算書を提出】

※余剰金の返金がないように、できるだけ事業実施後に請求書をご提出いただきますようお願いいたします。

【お知らせ】 小型除雪機購入費の補助について	
照会先	美力発信課情報統計係 023-667-1110
趣旨	除雪を5戸以上で共同して行う団体に小型除雪機購入費の一部を補助します。
内容	町道又は町長が必要と認める私道などの除雪を、5戸以上で共同して行う団体（同一地区もしくは隣接する地区に居住している者で構成されていることが条件）に対して、小型除雪機購入費の2分の1を補助します。（1台につき上限25万円）
期間	9月1日発行の広報紙「お知らせ版」に募集開始の記事を掲載し、10月末まで申込を受け付ける予定です。予算がなくなり次第、終了となりますのでご了承ください。
その他	補助を受けた団体には、除雪実施箇所周辺の、バス停留所などの公共に利用される場所や要配慮者宅がある場合、地域と連携した積極的な除雪作業のご協力をお願いいたします。

【お知らせ】 自治会活動保険について	
照会先	政策推進課協働推進係 023-666-8911
趣旨	町では、自治会活動を安心して実施していただくため、自治会主催（地区、ブロック協議会等）の活動において発生した事故を対象とした「自治会活動保険」に加入しています。
内容	自治会等が主催する活動時の事故が対象となりますので、万が一事故が発生した場合は役場 2 階政策推進課までご連絡ください。（自治会活動保険の内容は次ページのとおり）
期間	年間を通しての適用となります。
その他	地区委員の業務中に万が一怪我等をされた場合についても自治会活動保険が適用されます。

自治会活動保険の対象となる活動例

【賠償責任】 盆踊り大会で借りていたカラオケセットを壊してしまった 等

【傷害見舞費用】 音楽会に招待された来賓が会場でコードにつまずき負傷した 等

【傷害】 河川清掃中に転んでケガをした 等

(注意) 一部住民のために組織された次のような団体の活動による事故は対象となりません。

例：子ども会、PTA、商店会、青年会議所、
宗教団体、消防団、ボランティア団体、
スポーツクラブ 等

＜自治会活動保険の補償内容について＞

		支払限度額 (1 事故)	免責金額 (1 事故)
賠償責任	身体障害 財物損壊 共通	5,000 万円	
傷害見舞費用	項 目		支払限度額 (1 名につき)
	死亡した場合		10 万円
	後遺障害が生じた場合		10 万円に所定の割合を乗じた金額
	入院した場合	31 日以上	2 万円
		15 日以上 30 日以内	1 万円
		8 日以上 14 日以内	5 千円
傷害	保険金額 (被保険者 1 名につき)		
	死亡・ 後遺障害	入院 (1 日あたり)	通院 (1 日あたり)
	500 万円	3,000 円	1,500 円

【お知らせ】 地域振興報奨金について	
照会先	政策推進課協働推進係 023-666-8911
趣旨	地域の振興発展、住民相互の交流及び各種団体の育成を目的とした事業等を実施するための資金として地区へお支払いするものです。
内容	報奨金の算出式： $500 \text{ 円} \times 4 \text{ 月 } 1 \text{ 日現在の地区世帯数}$ (広報紙配布部数)
期間	年度当初（令和8年4月下旬）に町から地区へお支払いする予定です。
その他	前年度は、報奨金の支払い方法について、支払い先をブロック協議会と地区の選択制としておりましたが、今年度は町から地区への直接支払いに一本化いたします。

【お知らせ】 行政事務連絡報奨金について	
照会先	政策推進課協働推進係 023-666-8911
趣旨	地区委員と地区住民の協力による、町と地区相互間の行政事務連絡（広報紙配布、調査報告等）の取組みや地区運営等に対し地区へお支払いするものです。
内容	報奨金の算出式： $2,000 \text{ 円} \times \text{年間の地区世帯数の平均 (広報紙配布部数)}$ ※山辺地区のみ地区総額の 70%を世帯割、30%を平等割として算出した額の合計額となります。
期間	次年度当初（令和 9 年 4 月下旬）に町から地区へお支払いする予定です。
その他	地域振興報奨金と行政事務連絡報奨金は、どちらも令和 8 年度分の報奨金ですが、交付時期が異なっておりますので、地区役員内での情報共有、引き継ぎ等をお願いいたします。

【協力依頼】 空き家調査について	
照会先	防災対策課危機管理係 023-667-1119
趣旨	町の空き家等対策計画の改定に向けて現状を把握するため、空き家調査のご協力をお願いします。
内容	調査は町内全地区が対象で、地区内の空き家と思われる住宅等の所在について調査をお願いします。 地区内の空き家と思われる住宅等を町で用意する住宅地図上にマーク（印付け）し報告してください。
期間	令和8年6月中旬～7月中旬（予定）
その他	正式な調査依頼等は、詳細が決定した後、改めてご連絡いたします。 なお、令和4年度の前回調査の際にも、同様にご協力をいただいております。

【お知らせ】 山辺町災害互助会について					
照会先	防災対策課防災係 023-667-1119				
趣旨	山辺町災害互助会は、昭和 48 年に山辺町内に居住する全世帯をもって発足した組織で、これまで不幸にして火災にあわれた方々に対し、町民を代表して見舞金をお渡ししています。				
内容	会費は、令和 2 年度から集金しておりません。火災にあわれた方々に対しては、積立金から見舞金をお渡しします。災害互助会の役員（評議員）は、地域ごとに地区委員や総代等から選出していただいております。ご協力をお願いします。				
その他	見舞金の支払対象と上限額				
	<table><tr><th>被害の種類</th><th>上限額</th></tr><tr><td>火災による被害 ：居住する住宅が全焼・半焼したもの（部分的な被害は、程度により判断）</td><td>全焼 100 万円 半焼 50 万円</td></tr></table>	被害の種類	上限額	火災による被害 ：居住する住宅が全焼・半焼したもの（部分的な被害は、程度により判断）	全焼 100 万円 半焼 50 万円
	被害の種類	上限額			
火災による被害 ：居住する住宅が全焼・半焼したもの（部分的な被害は、程度により判断）	全焼 100 万円 半焼 50 万円				

【協力依頼】 地区管理防犯灯の賠償責任保険加入について	
照会先	町民生活課生活環境係 023-667-1109
趣旨	地区で管理している防犯灯に対し、町が賠償責任保険に加入することで、地区負担の軽減を図ります。
内容	現在町で保険に加入している地区管理の防犯灯数に変更がある場合は、役場町民生活課生活環境係まで電話等にてご連絡ください。
期間	5月29日までご報告ください。
その他	補償内容是对人賠償1億円、1事故当たり5億円、対物賠償3千万円が上限となります。加入する防犯灯にて事故が発生した場合は、速やかに場所の確認をさせていただきますので、その際にはご協力ください。

【加入防犯灯数】

(R7.7.4 現在 地区管理分)

地区名	防犯灯数	地区名	防犯灯数	地区名	防犯灯数
本町	2 3	大門町 6	1 5	高楯 1	1 7
駅前	2 2	大門町 7	2 1	高楯 2	2 3
仲町	1 6	大門 東光台	1 2	西高楯	2 3
大手町	1 1	長嶋 1	8	芦沢	2 4
弾正淵	1 0	長嶋 2	9	緑ヶ丘 2	1 2
下裏小路	6	長嶋 3	9	緑ヶ丘 3	1 1
東館	5	沢寺	1 6	緑ヶ丘 4	1 8
上裏小路	1 1	田中	3	緑ヶ丘 5	2 3
前小路	9	南町 1	1 1	緑ヶ丘 6	2 4
西館	1 2	南町 2	1 8	西之表	2 3
前ノ内	1 8	南町 3	1 3	天神	4 6
西町	1 7	田小路	1 8	橋本	1 0
北ノ宿	2 9	鍛冶町	1 3	学校前	6
上野	1 7	鍛冶町 2	3 4	久保	6
上宿	3 6	新町 1	1 0	南組	8
上田小路	6	新町 2	1 5	北組	9
大門町 1	4 9	新町 3	2 3	蓮台寺	1 3
大門町 2	6 1	清水町	2 0	熊沢	2 0
大門町 3	2 8	三河尻	2 1	宿	1 0
大門町 4	1 6	東町	2 1	上道	1 1
大門町 5	2 3	東高楯	2 3	荒宿	9

地区名	防犯灯数	地区名	防犯灯数
杉下	0	根際 5	4
東	8	根際 6	3
中丸	5	根際 7	6
前方	9	根際 8	3
荒谷	1 3	五宮	1
相ノ沢	2	根際 (大字)	4 9
湯舟	2	要害 (大字)	5 6
面白遅根	0	大塚 (大字)	5 9
大杉向、森、 森向	1 7	近江 1	2 4
沢下	7	近江 2	1 4
館野	2	近江 3	1 2
小針生	5	近江 4	2 6
上芦沢	3	近江 5	3 0
築沢東部	1 2	近江 6	1 4
築沢中部	9	近江 7	1 8
築沢西部	9	近江 8	1 5
畑谷区	5 9	近江 9	9
根際 1	1 0	合計	1,6 5 6
根際 2	1 1		
根際 3	1 4		
根際 4	1 2		

【協力依頼】 消防団員確保について	
照会先	防災対策課防災係 023-667-1119
趣旨	社会情勢の変化や人口減少により消防団員の担い手が不足し、消防団員の確保が困難な状況となっています。消防団員は、主に災害に備える訓練や防火啓発活動を行い、災害時には消火活動だけではなく避難誘導などの活動を行います。地域住民の安全と安心を守るため、消防団員確保にご協力をお願いします。
内容	山辺町消防団では、女性や学生の消防団員も活躍しています。18歳以上で消防団員にふさわしい方や興味のある方がいらっしゃるときは、地元消防団までご紹介ください。消防団員が直接お伺いします。
その他	4月は消防団の事業が多く予定されています。各地区で消火栓訓練等を計画される際には、事前に地元消防団にご相談いただくなど、ご協力をお願いいたします。

5. 自治会活動に関するQ A

自治会活動を行う中で、お困り事がございましたら、「コミュニティ団体運営の手引き」（総務省作成、総務省 HP にて公開中）などを参考にいただければと思います。手引きの内容の一部を、以下のとおりご紹介します。

相談Ⅰ	役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう？
回答Ⅰ	役員の選出は、団体の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。時間をかけても皆が納得するような選考を目指しましょう。
相談Ⅱ	団体の活動のための電話や買い物などで、役員の電話代やガソリン代の負担が大きくなっています。負担を軽くするにはどうしたらよいでしょう？
回答Ⅱ	自宅からの電話や自家用車を使って

の買い物は、どこまでが団体の活動か線を引くのが難しいものです。したがって、厳密に電話代、ガソリン代という形で実費を支払うのは、現実的には難しいかもしれません。

だいたいの金額を見積もり、相応の額を役員に支払うことは考えられますが、このようにするときは、どのような名目で1人当たりいくら支払うのかを全体でよく話し合うことが重要です。

額が決まったら、できるだけ規約などの文章にして、決算報告書や予算書にもきちんと書いておくのが望ましいです。

相談Ⅲ

会費を滞納する人がいます。どうすればよいでしょう？

回答Ⅲ

まずは、滞納している理由を明らかにしましょう。理由としては、以下の3つなどが考えられます。

(1) 家を留守にすることが多く、会

費を支払う機会を逃している。

(2) 活動に対して賛同できないので、払いたくない。

(3) 会費を支払う経済的な余裕がない。

理由が(1)であれば、集金方法を一括払いにする、口座振込にするなどの工夫が効果的です。

理由が(2)であれば、滞納者が何に納得できないのか、詳しく聞いてみましょう。滞納者の言い分がもっともなら、活動を見直すきっかけになるかもしれません。また、活動について説明するときは、活動報告書や決算報告書などの資料を用意して、具体的に説明することが重要です(自治会等は、加入を強制することはできません)。

理由が(3)であれば、基準を設けて会費を減免するなどの対策が必要なのもあります。

また、滞納者への対策は、集金を担当する人だけではなく、執行部全体で対応することが大切です。

相談Ⅳ	団体の加入率が年々低下し、十分な活動を行えません。多くの人に入ってもらうためにはどうしたらいいでしょう？
回答Ⅳ	多くの人に参加してもらうためには、団体の役割や加入の利点について具体的に説明しましょう（自治会等は、加入を強制することはできません）。 また、加入率が低下しているのであれば、活動を見直す必要があるかもしれません。活動が会員の希望に沿っているか、参加者に偏りがいないかなどを検討することが重要です。 お金の管理の面でも、無駄遣いがないかを確認し、誰が見ても納得できるような会計処理をすることを心がけます。このような検討のためにも、わかりやすく整理された会計書類が必要です。 <他自治会の事例> ○『うちの会では、加入のメリットとして、防犯・防災について積極的にPRしていま

す。現代の生活では、やはり安全・安心な暮らしに対するニーズが高いですからね。』

相談Ⅴ

若い人が活動にあまり関心を持ってくれません。どうしたらいいでしょう？

回答Ⅴ

若年層に対して活動の意義を理解してもらうようにするとともに、若年層が団体に対して何を求めているかを把握したうえで、活動内容を見直すことが有効です。

＜他自治会の事例＞

○『うちの会では、地域の子ども会とも連携して、若い人が子どもと参加できるイベントを増やしました。

最初は、若い人はそのようなイベントに参加するだけでしたが、イベントでの交流がきっかけとなり、日常的な清掃活動などへの参加も多くなりました。

今では、若い人が中心となっている活動もあります。』

○『うちの団体では、役員に若い人を入れるようにして、若い人の意見が活動に反映されるようにしました。

その結果、今まで出てこなかったような斬新なアイデアが出てくるようになって活動が活発化し、役員以外の若い人たちも活動に関心を持つようになりましたよ。』

○『うちの会でも役員にできるだけ若い人を入れるようにしています。若い人はとかく仕事や育児で忙しいですから、なかなか活動に参加しにくいようですが、できるだけでもやってもらうことが大事だと思っています。

そうやって一緒にやっているうちに、年長者が一生懸命やっているのを見て、やる気になってくれているようです。』

○『うちの会では、会員に活動をよく知ってもらって、関心をもってもらうために、頻繁に活動報告をするようにしています。

2か月に1回の会報では、実施した行事の報告を行い、隔週で発行するニュースには今後の行事予定も載せています。

活動報告では、行事に参加した人へのインタビュー記事や子どもたちの感想文を載せることで、より多くの人に身近に感じてもらえるよう工夫しています。』

○『うちの会では、紙媒体の回覧だけでなく、会のホームページを作って、活動の報告や行事のお知らせを載せています。ホームページは会員以外でも見られるので、個人情報には注意が必要です。

ホームページは現会員の方だけでなく、独立して家を出た子どもたちも、ふるさとの様子がよくわかるということで見てくれているようです。』

6. 町のお問合せ先・業務内容

地区委員活動を行う中で、分からないことや疑問、町政へのご意見などがございましたら、下の表を参考にいただき、担当課にお問合せください。担当課が分からない等の場合は、**政策推進課協働推進係（023-666-8911）**へお問合せください。

総務課 023-667-1111
庶務、秘書、財政、予算、財産管理、入札参加、情報公開、行政相談、選挙管理委員会
防災対策課 023-667-1119
危機管理、消防、防災、災害互助会
政策推進課 023-666-8911
総合計画、連携中枢都市圏、広聴、要望、地区委員、消費生活、男女共同参画、地域コミュニティ、行財政改革推進
美力発信課 023-667-1110
シティプロモーション、ふるさと納税、移住・定住、空き家バンク、観光、統計、広報
税務課 023-667-1105
町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、納税、資産及び所得証明、税証明、標識交付

町民生活課 023-667-1109

住民の異動・戸籍・印鑑の届出、戸籍・居住・印鑑の証明、(税証明)、国民年金、資源回収、ごみ処理、し尿処理、防犯、交通安全教室、交通災害共済、山辺温泉保養センター、コミュニティバス、犬の登録、犬の予防注射、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療

保健福祉課 023-667-1107

町民相談、民生児童委員、共同募金、日赤、介護保険、介護予防、介護支援、子育て支援、児童手当、保育所、学童保育

保健福祉センター 023-667-1177

感染症予防、健康相談、健康教室、各種検（健）診、母子保健、乳幼児健診、予防接種、献血

産業課 023-667-1106

農業振興、地産地消、水田対策、農道、農業用水路、有害鳥獣駆除、畜産、水産、商工業振興、金融、労政、計量

建設課 023-667-1113

道路、橋、水路、建築、除雪、町営住宅、公園、児童遊園、都市計画、下水道、簡易水道、浄化槽、区画整理

会計課 023-667-1104

収納、支払い

議会事務局 023-667-1117
議会、傍聴、監査
農業委員会事務局 023-667-1114
農地の利用・移動・転用・集積、各種農地等証明、 農業者年金
教育委員会教育課 023-667-1115
学校運営、転入学手続き、学校給食、体育館、武道館、テニスコート、プール、グラウンド、屋内ゲートボール場、野球場
中央公民館 023-664-6033
公民館運営、図書室、自治公民館、成人式、青少年育成、文化団体育成、文化財、町史
役場中支所 023-666-2113
中地区に関すること
役場作谷沢支所 023-666-2121
作谷沢地区に関すること



7. 山辺町について

町章	
山辺の「や」の文字をデザイン化し、町の平和と団結を願い、親和の中にその飛躍を簡明に象徴したもの。	

町民憲章
私たちは、歴史と伝統に輝く緑と湖沼のふるさと山辺の町民です。私たちは、この豊かな郷土をさらに発展させるため、力を合わせて五つの目標の達成に務めます。 1.自然を愛し環境を整え、美しい町をつくりましょう。 2.心と体を鍛え、健康で明るい町をつくりましょう。 3.きまりを守り助け合い、住みよい町をつくりましょう。 4.産業を興し勤労を尊（たつと）び、豊かな町をつくりましょう。 5.教養を深め、薫（かお）り高い文化の町をつくりましょう。

町花 リンドウ	町鳥 オオタカ	町木 キャラボク
 古来ふるさとの山に自生し、花期も長く(8月～10月)つつましく、気品ある花であり、観賞用としても高く評価され、町民の生活にとけこみ愛される花となっている。	 白鷹山地に生息し、威厳と迫力をそなえ、その勇壮さ、美しさは抜群で、躍進する山辺の将来を象徴している。	 イチイ科の常緑針葉樹。常に緑を保ち、耐寒、耐虫性に富み、生命力の強いふるさとの木として人々から愛されている。

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....